

令和4年4月1日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和3年4月版）	新貸渡約款（令和4年4月版）
会員登録	第2条 5項	5. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅 286 号平成 18 年 3 月 30 日）に基づき、貸渡簿（貸 渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、第1項に定める申込書において、登録 運転者に係る運転免許証その他身元を証明する書類の提示及びそれら書類の謄写が出来るものとします。なお、所属会員等と d カーシェア会員については、提携事業者が登録運転者の免許証写しを取得し、当社に対し登録運転者の情報提供が可能な場合に限り、謄写が出来るものとします。尚、入会申込みの際に入会申込者が当社に提出した申込書、免許証の写し等の一切の書類は入会 申込者、所属会員等及び登録運転者に返却しないものとします。	5. 当社は、 レンタカーに関する基本通達（国自旅48号令和元年7月1日） に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、第1項に定める申込書において、登録運転者に係る運転免許証その他身元を証明する書類の提示及びそれら書類の謄写が出来るものとします。なお、所属会員等と d カーシェア会員については、提携事業者が登録運転者の免許証写しを取得し、当社に対し登録運転者の情報提供が可能な場合に限り、謄写が出来るものとします。尚、入会申込みの際に入会申込者が当社に提出した申込書、免許証の写し等の一切の書類は入会申込者、所属会員等及び登録運転者に返却しないものとします。
会員の利用 契約条件	第4条	<p>会員等は、利用契約の締結にあたり、次の各号に定める事項を当社に対し約し保証するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会員等及び登録運転者は、常に善良なる管理者の注意をもってカリテコを使用し、交通関係諸法規を守り安全運転と事故防止に努め車両の保全に万全の注意を払うこと。 2) 申込みの際に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れなく申告し、変更が生じた場合は第3条で規定する所定の変更手続きを届出ること。 3) カリテコの貸渡期間中に届出携帯電話を所持すること。 4) 過去に当社又は他社との間の自動車のリース及びレンタカー契約もしくはカーシェアリングサービスに係る契約において、利用料金等の未払い又は第2条に定める禁止事項（借受期間中の行為）に違反が無いこと。 5) 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られていること。 6) 会員等及び登録運転者が暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者又はその他の反社会的勢力に關与するものでないこと。 7) この約款（特約も含む）の規定を遵守すること。 	<p>会員等は、利用契約の締結にあたり、次の各号に定める事項を当社に対し約し保証するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会員等及び登録運転者は、常に善良なる管理者の注意をもってカリテコを使用し、交通関係諸法規を守り安全運転と事故防止に努め車両の保全に万全の注意を払うこと。 2) 申込みの際に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れなく申告し、変更が生じた場合は第3条で規定する所定の変更手続きを届出ること。 3) カリテコの貸渡期間中に届出携帯電話を所持すること。 4) 過去に当社又は他社との間の自動車のリース及びレンタカー契約もしくはカーシェアリングサービスに係る契約において、利用料金等の未払い又は第2条に定める禁止事項（借受期間中の行為）に違反が無いこと。 <p>5) 会員等及び登録運転者が反社会的勢力に關与するものでないこと。</p> <p>6) この約款（特約も含む）の規定を遵守すること。</p>
利用停止及び 契約の解除	第6条	<p>当社は、会員等又は登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく利用停止又は契約の解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用料金の支払を一回でも遅滞したとき、又はその他当社に対する債務の履行を遅滞したとき。 2) 会員等が振出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は会員等が一般の支払を停止したとき。 3) 会員等が破産・民事再生・会社更生・特別清算等の法的手続きの準備に入ったとき、又は申立をしたとき。 4) 会員等が債務者として、差押え・仮差押え・強制執行・競売処分・租税滞納等の処分を受け、又は前号の申立を受けたとき。 5) 会員等の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。 6) カリテコの使用において交通事故を起こしたとき。 7) 第4条各号に掲げる利用契約条件について、いずれかに該当する事実が明らかとなった場合、又はいずれかに該当する恐れが高いと認められたとき。 8) その他前各号に準じ、カリテコの使用の継続が不適当であると当社が判断したとき。 9) 会員等の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき（一時的に利用が停止された場合を含む）。 10) 他の会員に迷惑をかける行為（車両の車内での喫煙、物品の放置、車両の汚損、無断延長等を含むがこれに限られない）。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 給油カード、M K P ビジネスカード、駐車定期券（以下「車両備付カード類」という）を不正に使用したとみなされるとき。 2) カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格を喪失したとき。 3) 本約款、その他当社との間で契約の約定に違反したとき。 4) その他、前各号に準じ、不正利用が認められる場合等、契約の継続あるいは利用の継続が不適当と当社が判断したことにつき、相当性があるとき。 <p>2. 会員等及び登録運転者は、カリテコ使用に必要な運転免許証の有効期限が満了する前に更新した免許証の写しを当社に送付又は送信し、運転免許証が更新された旨を届け出るものとし、届け出がない場合には、その日付以降の予約ができないものとし、当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p> <p>3. 学生プランの契約で在学証明の期限及び、学生証の有効期限が満了する前に契約の継続・プラン変更・解約の手続きがない場合には、その期限をもって当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p> <p>4. 会員等は前項により利用契約を解除された場合には、貸与されている会員カードを速やかに破棄し解除時点で発生している当社に対する利用料金等の債務等、及び損害賠償金の一切を一括にて当社が指定する金融機関に弁済するものとします。また、利用停止又は契約の解除以前になされた予約について、当社はこれを取り消すことができます。</p>	<p>当社は、会員等又は登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく利用停止又は契約の解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用料金の支払を一回でも遅滞したとき、又はその他当社に対する債務の履行を遅滞したとき。 2) 会員等が振出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は会員等が一般の支払を停止したとき。 3) 会員等が破産・民事再生・会社更生・特別清算等の法的手続きの準備に入ったとき、又は申立をしたとき。 4) 会員等が債務者として、差押え・仮差押え・強制執行・競売処分・租税滞納等の処分を受け、又は前号の申立を受けたとき。 5) 会員等の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。 6) カリテコの使用において交通事故を起こしたとき。 7) 第4条各号に掲げる利用契約条件について、いずれかに該当する事実が明らかとなった場合、又はいずれかに該当する恐れが高いと認められたとき。 8) その他前各号に準じ、カリテコの使用の継続が不適当であると当社が判断したとき。 9) 会員等の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき（一時的に利用が停止された場合を含む）。 <p>または会員等の指定したクレジットカードの与信の不足が確認されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 給油カード、M K P ビジネスカード、駐車定期券（以下「車両備付カード類」という）を不正に使用したとみなされるとき。 2) カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格を喪失したとき。 3) 本約款、その他当社との間で契約の約定に違反したとき。 4) その他、前各号に準じ、不正利用が認められる場合等、契約の継続あるいは利用の継続が不適当と当社が判断したことにつき、相当性があるとき。 <p>2. 会員等及び登録運転者は、カリテコ使用に必要な運転免許証の有効期限が満了する前に更新した免許証の写しを当社に送付又は送信し、運転免許証が更新された旨を届け出るものとし、届け出がない場合には、その日付以降の予約ができないものとし、当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p> <p>3. 学生プランの契約で在学証明の期限及び、学生証の有効期限が満了する前に契約の継続・プラン変更・解約の手続きがない場合には、その期限をもって当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p> <p>4. 会員等は前項により利用契約を解除された場合には、貸与されている会員カードを速やかに破棄し解除時点で発生している当社に対する利用料金等の債務等、及び損害賠償金の一切を一括にて当社が指定する金融機関に弁済するものとします。また、利用停止又は契約の解除以前になされた予約について、当社はこれを取り消すことができます。</p> <p>5. 前項に該当したときは、当社は、会員等又は登録運転者に何らの通知、催告をすることなく利用停止又は契約の解除することができるものとします。尚、これらの場合、当社は同時に個別契約を解除することができるものとし、あるいは利用停止措置を取ることができるものとします。この場合、会員等又は登録運転者は直ちにカリテコの利用を中断し、カリテコを当社に一時的に返還するものとします。</p>

個別契約の解除・利用停止措置	第11条 1項	<p>当社は、会員等又は登録運転者がカリテコの貸渡中において次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員等に事前に通知又は催告することなく、個別契約を解除し、直ちにカリテコの返還を請求するなど必要な措置を講じることができるものとします。</p> <p>1) 第4条その他本約款を含む当社との契約に違反した場合。</p> <p>2) 会員等又は登録運転者の責に帰する事由による交通事故を起こした場合。</p>	<p>当社は、会員等又は登録運転者がカリテコの貸渡中において次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員等に事前に通知又は催告することなく、個別契約を解除し、あるいは利用停止措置を取ることができるものとします。この場合、会員等は、直ちにカリテコの利用を中断し、カリテコを当社に一時的に返還するものとします。</p> <p>1) 第4条及び第6条その他本約款を含む当社との契約の条項の一つでも違反した場合。</p> <p>2) 会員等又は登録運転者の責に帰する事由による交通事故を起こした場合。</p>
カリテコが返還されない場合の措置	第13条	<p>当社は、借受期間満了の日時から12時間経過しても会員等又は登録運転者がカリテコを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、会員等又は登録運転者の所在が不明等乗り逃げされたものと認めるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、会員等又は登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告及び社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）に登録する等の措置をとることができるものとします。</p>	<p>当社は、借受期間満了の日時から12時間経過しても会員等又は登録運転者がカリテコを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、会員等又は登録運転者の所在が不明等乗り逃げされたものと認めるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、会員等又は登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告及び社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）に登録する等の措置をとることができるものとします。また、この場合は個別契約を解除することができるものとし、あるいは利用停止措置を取ることができるものとします。また、この場合、会員等は、直ちにカリテコの利用を中断し、カリテコを当社に一時的に返還するものとします。</p> <p>2. 第6条5項及び第11条1項に基づき、当社が会員等又は登録運転者にカリテコの返還請求したにも関わらず、カリテコを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないときは前項と同様の措置をとるものとします。</p> <p>3. 前項に該当することとなった場合、会員等は、当社に生じた一切の損害を賠償する責を負うほか、カリテコの回収及び登録運転者の探索に要した費用も負担するものとします。</p>
貸渡料金等	第14条	<p>本約款に基づき、当社が収受する各種料金（ICカード発行料、月会費、利用料金、手数料、超過料金、ペナルティ料金、休業補償、出勤費、遠隔作業費、その他損害にかかる実費をいい、以下「料金」という）は、カリテコの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。</p>	<p>本約款に基づき、当社が収受する各種料金（ICカード発行料、月会費、利用料金、手数料、超過料金、ペナルティ料金、休業補償、出勤費、遠隔作業費、その他損害にかかる実費をいい、以下「料金」という）は、カリテコの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。また、利用料金は予約時間（時間料金）と走行距離（距離料金）から算出するものとします。</p>
遅延損害金	第39条	<p>会員等は約款又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>会員等は約款又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>